
つながろう、心で 広げよう、笑顔の助け合い！

「地域助け合い基金」で
コロナ禍を乗り越えて共生社会へ

【助成応募要領】

2020.8.15版

2020年8月15日より、助成の応募要領が一部変更となりました。
8月16日より新応募要領によって判断いたしますが、旧応募要領（本年5月18日版）によって申請された応募は、新応募要領にもとづいて申請されたものとして取り扱いません。
ご不明な点は、個別に「ご相談窓口専用電話」（080-9277-4174）までご連絡ください。

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちは当たり前にあった人と人との交流を遮断することが求められました。支援が必要な方の地域における孤立はさらに深刻となり、これまでも増して助け合い活動が必要という声が全国で挙がっています。こうした状況に様々な工夫で応え、その助け合いを今後につなげて、さらに発展させていくことは明るい未来を拓くために決定的に重要であると考えています。

そのため、必要な資金を全国からのご寄付として募り、助け合い活動を行う皆様へお渡しする助成を行います。ぜひご応募をお待ちしております。

1. 基金の原資

全国から寄せられるご寄付及びさわやか福祉財団独自資金

2. 期間と総額

常時受付。基金の範囲内で、配分は随時行います。

- ・助成できる総額は、応募いただく時点での基金の総額（残額）となります。
- ・お寄せいただいたご寄付を含む基金額は当財団ホームページで常時公開します。
- ・応募が基金の額を上回った場合は、応募の内容を当財団ホームページでご紹介しながら基金へのご寄付を募り、基金額が応募額に達した段階で、配分を始めます。

3. 対象とする活動

共生社会を推進するための助成として、地域で暮らす人同士の助け合い活動（つながりづくりを目的とした居場所や地域活動を含みます）を対象とし、新たに団体を設立する場合のほか、新たに活動を広げる場合やコロナ禍に対応して特別な助け合い活動を行う場合も含みます。高齢者、子ども、認知症、障がい、生活困窮の方々、刑余者、外国人、ケアラーの支援他、分野は問いません。ただし、日本国内の活動に限ります。
行政が弱者支援のため助成している費用、他から助成を受けた費用および本来自己負担すべき

費用であってそれが可能なものについては、対象となりません。

4. 助成額

助け合い活動の開始、維持、発展のため具体的に必要とする額。ただし、上限は15万円。

5. 助成の回数

助成基金を幅広く活用していただくため、原則1回。ただし、やむを得ない時は2回。

6. 助成の対象

法人格の有無は問いません。個人による活動を含みます。

7. 応募方法

(1) ご提出いただく書類

① 申込書

当財団ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。

(推薦について)

当該自治体の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体（第1層・第2層いずれも可）から推薦が得られる場合は、申込書の当該欄に、推薦者のお名前及びご連絡先等をご記入ください。

推薦がなくてもご応募いただけます。

② 添付資料

応募団体の活動状況を知りたいため、次のような資料で既存のものがあればその写しを、ない場合は使用しているチラシなど団体の活動の内容や収支の状況が何らかわがるものをご提出ください。個人での応募の場合は、活動の計画をまとめたもの、主な活動の履歴などをご提出ください

- ・ 定款または会則、活動趣意書
- ・ 当期の事業計画書と収支予算書
- ・ 作成した直近年度の事業報告書と計算書類

③ 誓約書

当財団ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。

(2) 応募方法

① メール

- ・ 「添付書類」はPDF形式のファイルでご送付ください。
- ・ 題名は「基金応募・応募者名〇〇〇〇」としてください。

② 郵送

- ・ 郵送申請をご希望の場合は、必ず事前にその旨を電話でご連絡ください。
- ・ 封筒表面に「基金応募」とご記入ください。

※当財団ホームページから直接入力して申請できる方法を準備中です。可能になり次第、ホームページでお知らせいたします。

(3) 応募書類の送付先

(1) に記載の必要書類①②③を、以下の方法で当財団までご送付ください。

【メール送付先】

公益財団法人さわやか福祉財団「地域助け合い基金窓口」

E-mail : tasukeai-kikin@sawayakazaidan.or.jp

【郵送送付先】

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-8 日本女子会館 7階

公益財団法人さわやか福祉財団「地域助け合い基金窓口」

8. 助成の決定

- ・ 応募書類が届き次第、順次審査のうえ、当財団の選考委員会で決定します。
- ・ 採否の結果はメールで通知します（郵送申請の場合のみ郵送にて通知）。
- ・ 配分を決定した対象者は、併せて当財団ホームページでもご紹介します。
- ・ 決定後は、速やかに指定された取引口座に決定額を振り込みます。

【選考委員会】

当財団の会長、理事長、全国の助け合い活動を推進する地域担当リーダー職員で構成

【選考のポイント】

- ・ 地域共生社会に資する活動であることを確認させていただきます。
- ・ なお、応募書類の内容によっては、さらに確認をさせていただいたり、配分に際して条件を付ける場合があります。

9. 活動の報告等

(1) 活動報告書の提出

当財団ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。

配分金を活用して行った取り組みの内容、活動への効果（助け合い活動の発展ぶりなど）をご報告ください。

その際、活動状況がわかる写真と、あればチラシ等もご提出ください。

提出時期：助成金を使い終えたのち1か月以内

(2) 生活支援コーディネーターへの連絡

助け合いの推進に向けて、地域で連携しながら活動を展開することを望んでいます。

応募時に生活支援コーディネーター・協議体の推薦を受けなかった場合は、活動報告書の提出時に生活支援コーディネーターとどのように連携できたか、または連携が困難であったかなど、共生して活動するにあたっての状況、連携ぶりなどを併せてご報告ください。

詳しくは、「「地域助け合い基金」助成のご連絡と連携・推薦等のお願について」

(https://www.sawayakazaidan.or.jp/fund/data/reference_coordinator0518.pdf) をご確認ください。

10. 情報の公開

(1) 助成活動の地域への広報

配分を受けた活動について、チラシや発行物、ホームページ、Facebook 等 SNS、イベントその他の可能な方法により積極的な広報をお願いします。

(2) 当財団による紹介

配分を受けた活動等の概要と配分額は当財団ホームページでご報告します。また、提出いただいた活動報告や写真等も当財団ホームページ他 SNS、当財団発行冊子等でご紹介させていただきます。（編集要約する場合がありますことをご了承ください）

11. その他

(1) ご相談窓口

事情により、応募した活動を実施できなくなった、他の助成金からも受領できて重複した、残額が発生した等の場合は、いずれもまずは下記専用窓口までご連絡ください。

状況を踏まえて、別の助け合い活動に変更のご相談も可能です。

活動に充当されない配分金は、ご返金をお願いいたします。

公益財団法人さわやか福祉財団

「地域助け合い基金」活用ご相談の専用電話 TEL: 080-9277-4174

(2) 費用については、お手元で適切に記帳し領収書等も管理保管しておいてください。万一、申請内容に虚偽や不正が判明した場合は、助成を取り消し、全額ご返金をいただきます。

(3) 提出いただいた申請関係書類・報告書等一式はご返却いたしません。

(4) 申請・報告等にかかる費用は、応募者の負担となります。

(5) 配分金の振り込み口座は、応募団体と同じ名義のものをご用意ください。

法人格のないグループ、個人等の場合は、代表者のお名前と同じ名義の口座をご指定ください。

【総合お問い合わせ】

公益財団法人さわやか福祉財団

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-8 日本女子会館 7階

電話 03(5470)7751 FAX 03(5470)7755

E-mail : mail@sawayakazaidan.or.jp (応募書類の送付先アドレスとは異なりますのでご注意ください)